平成２２年（フ）第１２０８２号
神奈川県伊勢原市桜台２丁目24―19
債務者　関塚　　司
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０８３号
東京都台東区千束１丁目15―８―201
債務者　永井　正昭
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０８４号
神奈川県秦野市堀西584―11
債務者　江嶋　信子（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０８６号
東京都足立区栗原４丁目22―14―201
債務者　根岸　正法
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０８８号
東京都足立区伊興４丁目１―25
債務者　落合　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２０９８号
東京都八王子市子安町１丁目30―22―502
債務者　西舘　多映
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１０９号
埼玉県川口市上青木西１丁目16―３―203
債務者　上村　真二
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１１４号
東京都府中市府中町３丁目７―10―102
債務者　坂田　寿子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１１７号
東京都日野市東平山１丁目７―２―1629
債務者　内田幸次郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１２０号
東京都板橋区大和町42―13―202
債務者　金澤　美佳
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１２２号
埼玉県所沢市寿町17―14―201
債務者　石田　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１３１号
東京都練馬区早宮４丁目38―13―105
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７９０号
東京都大田区大森西２丁目20番９号
債務者　海老澤　隆
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８３４号
東京都大田区大森西４丁目３番３号株式会社セノン大森寮
債務者　水井　　愛
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８８６号
東京都日野市旭が丘２丁目11番地の19レオパレスハイツ旭が丘Ｂ―203
債務者　鎌田恵理子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６５２４号
東京都江東区亀戸７丁目57―12―712
債務者　武田　理枝
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後４時
東京地方裁判所民事第20部